

いう。)については、民事訴訟法第百三十二条の十から第百三十二条の十二までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十第五項及び第六項並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「民事調停法第二十二条において準用する非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二十二条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第百三十二条の十二第一項第三号中「第百三十三条の二(第二項)」とあるのは「民事調停法第二十二条の三において読み替えて準用する第百三十三条の二(第二項)」と読み替えるものとする。

2
調停手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（書面、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第百三十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第一百三十三条の二」第二項」とあるのは「民事調停法第二十一条の三において読み替えて準用する第一百三十三条の二第二項」と、同条第四号中「第一百三十三条の三第一項」とあるのは「民事調停法第二十一一条の三において読み替えて準用する第一百三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。
(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)
第二十一条の三 調停手続における申立て等については、民事訴訟法第二編第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、その同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七条各号のいずれかに該当するに至つたとき。
二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。
三 職務上の義務違反その他民事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。
この法律に定めるものほか、民事調停官の任免に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

一 第四条第五条第一項ただし書、第七条第二項、第八条第一項、第十六条の二第一項、第十七条、第三十条（第三十三条において準用する場合を含む。）において準用する第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定において裁判所が行うものとして規定されていいる民事調停に関する権限

二 第十二条の九において準用する民事訴訟法第九十二条、第二十二条の二第一項において準用する同法第二百三十二条の十二、第二十二条の第二項において準用する同法第二百三十一条の十三及び第二十二条の三において準用する同法第二編第八章の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関するもの

三 第二十二条において準用する非訟事件手続法の規定（同法第十三条及び第十四条第三項本文（同法第十五条において準用する場合を含む。）の規定を除く。）において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関するもの

四 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の規定において裁判所が行うも

のとして規定されている特定調停に関する

権限

民事調停官は、独立してその職權を行う。

民事調停官に対し、その職務に關し必要な命令を

所することができる。この場合において、裁判

所書記官が対し、その職務を行つて、裁

判所書記官に對し、その職務を行つて、裁

判所書記官について準用する。

（民事調停官の除斥及び忌避）

第二十三条の四 民事調停官の除斥及び忌避につ

いては、非訟事件手続法第十一条、第十二条並

び第十三条第二項から第四項まで、第八項及

び第九項の規定を準用する。

第二十三条の四 民事調停官の除斥及び忌避につ

いては、非訟事件手続法第十一条、第十二条並

び第十三条第二項から第四項まで、第八項及

び第九項の規定を準用する。

第二十三条の四 民事調停官の除斥及び忌避につ

いては、非訟事件手續法第十一条、第十二条並

び第十三条第二項から第四項まで、第八項及

び第九項の規定を準用する。

第二十三条の五 民事調停官には、別に法律で定

めることにより手当を支給し、並びに最高裁

事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所

属する民事調停官の除斥又は忌避についてはそ

の裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁

判をする。ただし、前項の裁判は、忌避された

民事調停官がすることができる。

第二十三条の五 民事調停官には、別に法律で定

めることにより手当を支給し、並びに最高裁

事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所

属する民事調停官の除斥又は忌避についてはそ

の裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁

判をする。ただし、前項の裁判は、忌避された

民事調停官がすることができる。

第二十四条 宅地又は建物の貸借その他の利用関

係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的であ

る宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁

判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管

轄する地方裁判所の管轄とする。

その事件を調停に付さなければならない。ただ

し、受訴裁判所が事件を調停に付することを適

当でないと認めるときは、この限りでない。

（地代借賃増減調停事件について調停委員会が

定める調停条項）

第二十四条の三 前条第一項の請求に係る調停の申立

件について、調停委員会は、当事者間に合意

が成立する見込みがない場合又は成立した合意

が相当でないと認める場合において、当事者間

に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書

面による合意（当該調停事件に係る調停の申立

ての後にされたものに限る。）があるときは、

申立てにより、事件の解決のために適當な調停

条項を定めることができる。

第二十四条の三 前条第一項の請求に係る調停の申立

件について、調停委員会は、当事者間に合意

が成立する見込みがない場合又は成立した合意

が相当でないと認める場合において、当事者間

に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書

面による合意（当該調停事件に係る調停の申立

ての後にされたものに限る。）があるときは、

申立てにより、事件の解決のために適當な調停

条項を定めることができる。

第二十四条の三 前条第一項の請求に係る調停の申立

件について、調停委員会は、当事者間に合意

が成立する見込みがない場合又は成立した合意

が相当でないと認める場合において、当事者間

に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書

面による合意（当該調停事件に係る調停の申立

ての後にされたものに限る。）があるときは、

申立てにより、事件の解決のために適當な調停

条項を定めることができる。

第二十四条の三 前条第一項の請求に係る調停の申立

件について、調停委員会は、当事者間に合意

が成立する見込みがない場合又は成立した合意

が相当でないと認める場合において、当事者間

に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書

面による合意（当該調停事件に係る調停の申立

ての後にされたものに限る。）があるときは、

申立てにより、事件の解決のために適當な調停

条項を定めることができる。

（裁判官の調停への準用）

第二十九条 前二条の規定は、裁判官だけで調停

を行ふ場合に準用する。

（移送等への準用）

第三十条 第二十八条の規定は、裁判所が、第四

条第一項ただし書若しくは第三項の規定により

事件を移送し若しくは自ら処理しようとし、又

は第十七条の決定をしようとする場合に準用す

る。

第三十一条 第二十四条の三の規定は、商事の紛

争に関する調停事件に準用する。

（商事調停事件について調停委員会が定める調

停条項）

第三十二条 第二十四条の三の規定は、商事の紛

争に関する調停事件に準用する。

第三十三条 第二十四条の三及び第二十七条から

第三十条までの規定は、前条の調停事件に準用

する。この場合において、第二十七条及び第二

十八条中「小作官又は小作主事」とあるのは、

「経済産業局長」と読み替えるものとする。

（農事調停事件）

第三十四条 第二十四条の三及び第二十七条から

第三十条までの規定は、前条の過料の決定は、裁判官の命

令で執行する。この命令は、執行力のある債務

名義と同一の効力を有する。

前項に規定するもののほか、過料についての

決定においては、非訟事件手続法第五編の規定

（過料についての決定）

第三十五条 当事者又は参加人が正当な事由がなく出頭しな

いときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

（鉱害調停事件）

第三十六条 第二十四条の三及び第二十七条から

第三十条までの規定は、前条の過料の決定は、裁判官の命

令で執行する。この命令は、執行力のある債務

名義と同一の効力を有する。

（鉱害調停事件）

第三十七条 当事者又は参加人が正当な事由がなく出頭しな

いときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

（交通調停事件）

（自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所規則で定めるところにより、調停委員会及び当事者双方が小作官又は小作主事との間で音声の送受信により同時に通話をすることができることによって、小作官又は小作主事に同項の意見を述べさせることができる。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所 広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所 大阪地方裁判所

（不出頭に対する制裁）

裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

（措置違反に対する制裁）

当事者又は参加人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

（評議の秘密を漏らす罪）

第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停の結果若しくは民事調停委員の意見若しくはその数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

（人の秘密を漏らす罪）

第三十九条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。

（借地借家調停法等の廃止）

第二条 借地借家調停法（大正十一年法律第四十

一号）、小作調停法（大正十三年法律第十八

正法」という。第三条中刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定(第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る)、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十二条の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)以下「日米地位協定刑事特別法」という)、第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十一年法律第二百六十五号)以下「日国連裁判権議定書刑事特別法」という)、第五条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十一年法律第百五十一号)以下「日国連地位協定刑事特別法」という)、第五条の改正規定、附則第二十四条中中国祭受

刑者移送法第二十二条の改正規定（「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く。）附則第二十五条の規定、附則第十二条、第十三条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百六条の十一の項の改正規定（「第二百七十八条の第二項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る。）、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）、第四百九十二条第七項の改正規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定

一 定 公布の日

一 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十八条第一項の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

(民法第九十九条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第二項の改正規定を除く)、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二十九条の改正規定(「の賛本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る)、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定(同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く)、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定(第八十五条並びに)を「第八十五条から第八十六まで及び」に改める部分に限る)、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定(第九十二条第一項)の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る)、同法第一百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定(第十八条の下に「第十八条の二」を加える部分に限る)、及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定(第十八条の下に「第十八条の二」を加える部分に限る)、第一百三十条中金正規制限に関する法律第五十九条の次に一条を加え

融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十一条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第百十五条规定の次に「一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十二条第一項の規定、第二百一十五条の次に「一条を加える改正規定、第二百一十六条第一項の規定、第二百二十九条中人事訴訟正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第九条に「一項を加える改正規定及び同法第三百三十二条まで」に改める部分に限る。）及び同法第一百五十五条の次に「一条を加える改正規定、第二百一十六条第五项の改正規定、第二百一十七条第一項の規定、第二百一十八条第二項の改正規定及び同法第三百三十六条の次に「一条を加える改正規定、第二百一十九条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百一十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定及び「高等裁判所に」と「から第三項まで」に改める部分に限る。）」を「高等裁判所に」と「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十二条第五项の改正規定、第三百四十二条中「家庭裁判所及び」と「高等裁判所に」と「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に「一項を加える改正規定及び同法第一百五十三条の改正規定（民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日